

春日井市特別障害者手当等事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当（以下三つの手当を総称して「特別障害者手当等」という。）の支給に関する事務の取扱いについては、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(備付帳簿等)

第2条 福祉事務所（以下「実施機関」という。）の長は、特別障害者手当等の各手当について次の帳簿等を備えるものとする。

- (1) 関係書類受付処理簿（以下「受付処理簿」という。）
- (2) 受給者台帳（様式第1号）
- (3) 支給停止簿
- (4) 支給廃止簿
- (5) 特別障害者手当等調査員証交付簿（以下「調査員証交付簿」という。）

(受付処理簿)

第3条 受付処理簿は、次に掲げる記入欄を設けるものとする。

- (1) 受付（再提出）年月日
- (2) 返付年月日
- (3) 受理年月日
- (4) 整理番号
- (5) 件名（氏名）

(6) 処理経過

(7) 備考

2 受付処理簿は、特別障害者手当等に関する請求書及び届書の種類別の受付順に整理するものとする。

(受給者台帳)

第4条 受給者台帳は、受給資格の認定順に整理番号を付すとともに、当該資格の取扱いに便利な方法で整理するものとする。

(支給停止簿)

第5条 支給停止簿は、所得制限等により停止となっている受給資格者に係る受給者台帳を編入し、整理するものとする。

(支給廃止簿)

第6条 支給廃止簿は、受給資格を失った者及び他の市町村へ住所を変更した者に係る受給者台帳を編入し、整理するものとする。

(調査員証交付簿)

第7条 調査員証交付簿は、次に掲げる記入欄を設けるものとする。

(1) 調査員証番号

(2) 交付年月日

(3) 返納年月日

(4) 受領者の職名及び氏名

(5) 受領

(6) 交付取扱者

(7) 返納取扱者

(8) 備考

2 調査員証交付簿は、特別障害者手当等調査員証を交付し、又は返納があったつど整理するものとする。

第2章 受給資格の認定

(認定請求書の処理)

第8条 特別障害者手当等の支給要件に該当する者から特別障害者手当認定請求書又は障害児福祉手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日をそれぞれ記入すること。
- (2) 認定請求書の記載及び添付書類等の不備がないかどうか確認すること。
- (3) 認定請求書等に実施機関において補正できない程度の不備があるときは、受付処理簿の返付欄に返付年月日を記入するとともに、当該認定請求書等を請求者に返付し、補正のうえ再提出するよう指導すること。
- (4) 前号の規定により、返付した認定請求書を補正して再提出があったときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出年月日を記入すること。
- (5) 再提出された書類を点検の結果、不備がないと認めたときは、受付処理簿の備考欄にその旨を記入するとともに、受理欄に受理年月日を記入すること。

（審査）

第9条 特別障害者手当等の受給資格の審査は、提出された書類等に基づき、次の事項について行うこと。

- (1) 障害の程度
 - (2) 住所地
- 2 障害児福祉手当の受給資格の審査を行う場合は、前項の事項に加えて、次の事項について審査を行うものとする。
- (1) 令第6条に規定する障害を支給事由とする給付の受給の有無
 - (2) 法第17条第2号に規定する障害児入所施設又は規則第1条各号に規定する施設への入所の有無
- 3 特別障害者手当の受給資格の審査を行う場合は、第1項の事項に加えて、法第26条の2第1号に規定する障害者支援施設又は規則第14条各号に規定する施設への入所の有無及び法第26条の2第3号に規定する病院又は診療所に継続して3か月を超える入院の有無について、審査を行うものとする。

4 受給資格の認定にあたり、特に必要があると認められるときは、法第36条に規定する調査等を行い又は法第37条に規定する措置をとるものとする。

(受給資格を認定した場合の処理)

第10条 前条の規定によって審査した結果、受給資格を認定したときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書の認定年月日欄に認定年月日及び支給開始年月を記入すること。
- (2) 受付処理簿の処理経過欄に認定の旨を記入すること。
- (3) 受給者台帳を作成すること。

2 特別障害者手当認定通知書又は障害児福祉手当認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）を交付するときは、次によるものとする。

- (1) 認定通知書と受給者台帳を照合し、相違がないかどうか確認すること。
- (2) 認定通知書を受給資格者に交付すること。
- (3) 受付処理簿の処理経過欄に認定通知書の交付年月日を記入すること。
- (4) 受給資格者の死亡等により明らかに受給資格が消滅していることが認められるときは、認定通知書の交付を停止するとともに、受給者台帳の備考欄に交付停止の理由及び交付停止年月日を記入し、当該受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。

(受給資格を認めなかった場合の処理)

第11条 第9条の規定により審査した結果、受給資格を認めないと決定したときは、次により処理すること。

- (1) 認定請求書の却下年月日欄に却下年月日を記入すること。
- (2) 受付処理簿の処理経過欄に却下の旨を記入すること。
- (3) 特別障害者手当認定請求却下通知書又は障害児福祉手当認定請求却下通知書（様式第3号。以下「却下通知書」という。）を請求者に交付すること。
- (4) 受付処理簿の処理経過欄に却下通知書の交付年月日を記入すること。

第3章 所得状況の審査等

(認定請求時の所得状況の審査)

第12条 受給資格の認定請求時において規則第2条及び第15条の規定による特別障害者手当所得状況届又は障害児福祉手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 所得状況届の記載内容と添付書類の内容又は課税台帳等の公簿によって確認したもののが一致しているかどうか審査すること。

(2) 前号の規定により審査した結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 所得状況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記入すること。

(現況届の処理)

第13条 規則第5条及び第16条において準用する規則第5条の規定により受給者等から定時の特別障害者手当受給資格者現況届、障害児福祉手当受給資格者現況届若しくは福祉手当受給資格者現況届（様式第4号。以下「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 前条第1号の規定の例により審査すること。

(2) 前号の規定により審査した結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 現況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記入すること。

ウ 受付処理簿の処理経過欄に継続支給又は支給停止解除の旨を記入すること。

エ 規則第13条及び第16条において準用する規則第13条の規定により現況届の提出を受けたものについては、特別障害者手当支給停止解除通知書、障害児福祉手当支給停止解除通知書若しくは福祉手当支給停止解除通知書（様式第5号。以下「支給停止解除通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。

オ 受付処理簿の処理経過欄に支給停止解除通知書の交付年月日を記入すること。

(支給の停止)

第14条 第12条又は第13条の規定により審査した結果、支給停止を決定したときは、次により処理するものとする。

- (1) 所得状況届又は現況届の審査欄に所得制限該当の旨を記入すること。
- (2) 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記入するとともに、手当支払記録欄の支給停止期間に係る支払期月の支払額欄に「0」と記入すること。
- (3) 支給停止に係る当該受給者台帳を支給停止簿に編入すること。
- (4) 特別障害者手当支給停止通知書、障害児福祉手当支給停止通知書若しくは福祉手当支給停止通知書（様式第6号。以下「支給停止通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。
- (5) 受付処理簿の処理経過欄に支給停止の旨及び支給停止通知書の交付年月日を記入すること。

(被災状況等の処理)

第15条 規則第2条及び第15条の規定により、特別障害者手当被災状況書又は障害児福祉手当（福祉手当）被災状況書（以下「被災状況書」という。）の提出を受けたときは、第12条第1号の規定の例により審査を行うものとする。

2 前項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当すると決定したときは、次によることとする。

- (1) 被災状況書の審査欄に法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当する旨を記入すること。
- (2) 受給者台帳の備考欄に被災状況書の受理年月日及び法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当する旨を記入するとともに、支給停止解除年月日を記入すること。
- (3) 受給者台帳の支給停止期間を訂正すること。
- (4) 受給者台帳の支払記録欄中、当該支給停止解除された月分に係る支払額欄

にそれぞれ支給すべき手当の額を記入するとともに、「停止解除」と朱書すること。

- (5) 支給停止解除通知書を当該受給資格者に交付すること。
- (6) 受付処理簿の処理経過欄に支給停止解除通知書の交付年月日を記入すること。
- (7) 当該受給者台帳を支給停止簿から取り外し、正規の綴りに編入し整理すること。

3 第1項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当しないと決定したときは、次によることとする。

- (1) 被災状況書の審査欄に法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に非該当の旨を記入すること。
- (2) 受給者台帳の備考欄に被災状況書の受理年月日及び法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に非該当の旨を記入すること。
- (3) 特別障害者手当被災非該当通知書、障害児福祉手当被災非該当通知書若しくは福祉手当被災非該当通知書（様式第7号。以下「被災非該当通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。
- (4) 受付処理簿の処理経過欄に被災非該当通知書の交付年月日を記入すること。

（現況届が未提出の場合の取扱い）

第16条 現況届が所定の期間内に提出されていないため所得状況等について確認できないときは、当該受給資格者に対して文書により、提出期日を指定し現況届の提出について督促するとともに、当該現況届が提出されるまでの間、特別障害者手当等の支給を差し止める旨を通知するものとする。

第4章 氏名又は住所等の変更

（氏名変更の処理）

第17条 規則第7条及び第16条において準用する規則第7条の規定により特別障害者手当住所氏名等変更届、障害児福祉手当住所氏名等変更届若しくは福祉手当住所氏名等変更届（様式第8号。以下「変更届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名（氏名）及び受付年月日を記入すること。
- (2) 変更届の記載及びその添付書類に不備がないかどうかを審査すること。
- (3) 前号の規定によって審査した結果、不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入すること。
- (4) 受給者台帳の氏名欄を訂正すること。
- (5) 受給者台帳を変更後の氏名により整理すること。

（住所変更の処理）

第18条 規則第8条及び第16条において準用する規則第8条の規定により変更届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 市内転居による変更届の提出を受けたときは、前条の規定の例により処理すること。
- (2) 転入に伴う変更届の提出を受けたときは、次によること。
 - ア 旧住所地を所管する実施機関に対し、当該変更届等の写しを送付するとともに、受給者台帳その他関係書類の写しの送付を求めること。
 - イ 受給者台帳等の写しの送付を受けたときは、これに基づき新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する実施機関から移管された旨を記入すること。
 - ウ 認定通知書を受給資格者に交付すること。

（その他の変更の処理）

第19条 第17条及び第18条に規定する事項以外の特別障害者手当等に関する事項について変更届の提出を受けたときは、事後の事務に支障が生じないよう適切に処理するものとする。

第5章 受給資格の喪失

(受給資格喪失届等の処理)

第20条 規則第9条及び第16条において準用する規則第9条の規定により特別障害者手当資格喪失届、障害児福祉手当資格喪失届若しくは福祉手当資格喪失届（様式第9号。以下「資格喪失届」という。）又は規則第10条及び第16条において準用する規則第10条の規定により特別障害者手当死亡届（未支払手当請求書）、障害児福祉手当死亡届（未支払手当請求書）若しくは福祉手当死亡届（未支払手当請求書）（様式第10号。以下「死亡届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記入し、当該受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。
- (2) 特別障害者手当資格喪失通知書、障害児福祉手当資格喪失通知書若しくは福祉手当資格喪失通知書（様式第11号。以下「資格喪失通知書」という。）を届出人に交付すること。

2 市外転出に伴う資格喪失届の提出を受けたときは、次によること。

- (1) 受給者台帳の住所欄を訂正するとともに、受給資格喪失欄に所要事項を記入し、当該受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。
- (2) 資格喪失通知書を届出人に交付すること。

3 受給資格を喪失した月以前の月分に係る手当でまだその者に支払われていない手当があるときは、受給者台帳の受給資格喪失欄に当該所要事項を記入するとともに、備考欄に未払いとなっている月数を記入すること。

(資格喪失届が未提出の場合の処理)

第21条 資格喪失届又は死亡届が提出されていない場合であっても、実施機関において、当該受給者が受給資格を喪失し、又は死亡したことを確認したときは、前条の規定の例により処理するものとする。

第6章 手当の支払等

(支払開始期日)

第22条 特別障害者手当等の支払開始期日は、法第19条の2に規定する各支払期月の10日とする。

2 前項の規定にかかわらず、支払開始期日が日曜日、土曜日、又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たる場合は、その直前の日曜日等でない日とする。

(手当の支払等)

第23条 特別障害者手当等の支払いは、次によるものとする。

- (1) 受給者台帳に基づき特別障害者手当等支給明細書(以下「支給明細書」という。)を作成すること。
- (2) 支給明細書に伺書を付して、特別障害者手当等給付費の支出について決裁を経ること。
- (3) 受給者台帳に基づき、受給者の預金口座への口座振込によりこれを行うこと。

(支払の調整)

第24条 法第26条の4に規定する支給の調整を行う必要があるとき又は認定通知書を交付した後、誤認定その他の事由により手当の支払額が不足し又は過剰になっていることが判明し、支払いの調整を行う必要があるときは、次により受給者台帳を整理するものとする。

- (1) 支払記録欄の追加又は減額支給を行うべき支払期月の支払額欄に支払調整後の支払総額を記入するとともに、備考欄に調整事由を記入すること。
- (2) 減額調整を行う場合で、減額すべき額が次期支払期月に係る支払額(以下「次期支払額」という。)以上であるときは、次によること。

ア 減額すべき額が次期支払額と同額であるときは、次期支払期月に係る支払額欄に「0」と記入し、同支払済年月日を斜線で抹消すること。

イ 減額すべき額が次期支払額を越えるときは、当該次期支払期月については支払額欄に「0」と記入し、同支払済年月日を斜線で抹消するとともに、次期支払期月の次の支払期月欄については、第1号の規定の例により記入

すること。

第7章 雑則

(受付年月日の記入)

第25条 認定請求書又は届出の提出を受けたときは、当該認定請求書又は届出書に必ず受付年月日を記入すること。

(帳簿等の保存機関)

第26条 帳簿は、それぞれ完結の日の属する年(年度)の翌年(翌年度)から次の期間保存するものとする。

(1) 認定請求書及びその決定に係る書類	5年
(2) 認定診断書	5年
(3) 受給者台帳	5年
(4) 受付処理簿	2年
(5) 調査員証交付簿	1年
(6) 所得状況届	2年
(7) 被災状況届	2年
(8) その他の届出	1年

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。ただし、同日以前の取扱については、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市特別障害者手当等事務取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市特別障害者手当等事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使

用することがある。

様式第1号（第2条関係）

（表 面）

(都道府県名) 愛知県		特別障害者手当 障害児福祉手当 受給者台帳 福祉手当		整理番号				
				(実施機関名) 春日井市		〔 認定年月日 年 月 日 〕 支給開始年月 年 月 日		個人番号
氏名	(フリガナ)			住所	支払地			
障害名								
手 当 額	月 額	改定年月	所 得 状 況	年 次	届出の有無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間	
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
	円			年	有・無	該・非(災)	から	まで
受給資格喪失年月日		年 月 日		受給資格喪失事由				
備考				配偶者			個人番号	
				扶養義務者 (続柄)	()	個人番号		

(裏面)

氏名						認定番号					
手 当 支 払 記 録											
区 分		5 月	8 月	11 月	2 月	区 分		5 月	8 月	11 月	2 月
年	支 払 額	円	円	円	円	年	支 払 額	円	円	円	円
	支 払 済 日						支 払 済 日				
年	支 払 額	円	円	円	円	年	支 払 額	円	円	円	円
	支 払 済 日						支 払 済 日				
年	支 払 額	円	円	円	円	年	支 払 額	円	円	円	円
	支 払 済 日						支 払 済 日				
年	支 払 額	円	円	円	円	年	支 払 額	円	円	円	円
	支 払 済 日						支 払 済 日				
年	支 払 額	円	円	円	円	年	支 払 額	円	円	円	円
	支 払 済 日						支 払 済 日				

様式第2号（第10条関係）

特別障害者手当
認定通知書
障害児福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました特別障害者手当・障害児福祉手当の
受給資格については、次のとおり決定しましたので通知します。

受給 資格 者	住 所			
	氏 名		生年 月 日	
支払 金融 機関	金融機関名			
	口 座		口座名義人	
認 定 番 号				
手 当 月 額				
支給開始年月				
支 払 月				
有期認定時期				

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第11条関係）

特別障害者手当

認定請求却下通知書

障害児福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長

印

特別障害者手当・障害児福祉手当の受給資格について、次のとおり却下しましたので通知します。

氏名		
住所		
認定請求却下	申請年月日	
	却下理由	

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第13条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 受給資格者現況届
福祉手当

次のとおり届出します。

（ 年度）

受給者氏名			認定番号	種別
個人番号				
住所				
生計を同じく する世帯の状況	氏名	個人番号	年齢	続柄
公的年金の 受給状況				
施設入所状況				
長期入院の状況				

（宛先）春日井市社会福祉事務所長

この届出に関する所得要件を確認するため、所得に係る公簿の閲覧を承諾
します。

年 月 日

氏名

様式第5号（第13条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 支給停止解除通知書
福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長 印

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の受給資格について、次のとおり支給停止解除しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
認定番号	
支給停止解除年月	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号（第14条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 支給停止通知書
福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長 印

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の受給資格について、次のとおり支給停止しましたので通知します。

氏 名		
住 所		
認定番号		
支給停止	支給停止期間	
	理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号（第15条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 被災非該当通知書
福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長 印

年 月 日付けで被災状況書の提出がありました。次のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

氏 名	
住 所	
認定番号	
被災状況 非該当の理由	

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第17条関係）

特別障害者手当
 障害児福祉手当 住所氏名等変更届
 福祉手当

年 月 日

（宛先）春日井市社会福祉事務所長

（届出人）
 住 所
 氏 名
 電 話

次のとおり変更したので、届け出ます。

認定番号						
受給者氏名						
個人番号						
変更事項	住所	変更前				
		変更後				
	氏名	変更前				
		変更後	(フリガナ)			
	扶養義務者	変更前				
		変更後				
	振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫			本店 支店
		種 目	当座 普通	口 座 番 号		フリガナ 口 座 名義人

様式第9号（第20条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 資格喪失届
福祉手当

年 月 日

（宛先）春日井市社会福祉事務所長

（届出人）

住 所

氏 名

電 話

次のとおり受給資格が喪失したので、届け出ます。

受給者	氏 名		認定番号	
	個人番号			
	住 所			
喪失事由				
喪失事由の 発生年月日				

様式第10号（第20条関係）

特別障害者手当

障害児福祉手当

福祉手当

死亡届（未支払手当請求書）

年 月 日

（宛先）春日井市社会福祉事務所長

（届出人）

住 所

氏 名

電 話

次のとおり受給者が死亡したので、届け出ます。手当の未支払分を支給してください。

受給者	氏 名		認定番号	
	個人番号			
	住 所			
死亡年月日				

受給者の死亡当時、受給者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。

配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

【未支払手当振込先】

金 融 機 関 名	銀行・農協 信用金庫				本店 支店
種 目	当座 普通	口 座 番 号	フリガナ		
			口 座 名義人		

様式第11号（第20条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 資格喪失通知書
福祉手当

第 号
年 月 日

様

春日井市社会福祉事務所長 印

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の受給資格について、次のとおり受給資格がなくなりましたので通知します。

氏 名		
住 所		
認定番号		
資格喪失	喪失年月日	
	喪失理由	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。